平成31年度　税制改正要

要望項目		概要	対象税目																						要望元													
			所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	事業所税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	都市計画税	自動車重量税	自動車取得税	自動車税	軽自動車税	国税徴収法	徴収規定等	他	内閣府	内閣官房	金融庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	復興庁	防衛省
子育て支援に係る税制上の措置の検討	新設	児童手当の支給、扶養控除の廃止の影響を踏まえ、その在り方を含め検討	○	○																					○													
特区における清酒の製造免許に係る特例措置	新設	清酒の製造免許を保有する者が、特区内において地方創生に資する特定のプロジェクトの実施のために清酒の製造場を増設する場合の、製造免許の要件についての特例措置																						酒税	○													
地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充	拡充	東京一極集中是正の加速化に向けて、中枢・中核都市において事務所等を整備する場合には、措置内容の拡充等を検討	○		○	○	○																		○													
国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長	延長	国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の適用期限を2年間（平成33年3月31日まで）延長	○		○								○												○													
沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長	延長	沖縄の経済金融活性化特区において、以下の課税の特例の2年間延長 ①所得控除（法人税） ②投資税額控除（法人税） ③特別償却（法人税・所得税） ④エンジェル税制（所得税）	○	○	○	○	○																		○													
沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長	延長	沖縄の離島地域において、個人又は法人が旅館業の用に供する設備を新設又は増設した場合、当該新増設に係る資産についての特別償却制度（建物・附属設備8／100）の適用期限（平成31年3月31日）を2年間延長	○		○																				○													
沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の延長	延長	沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の適用期限を2年間延長（平成33年5月14日まで）																						酒税	○													
子ども・子育て支援における制度の見直しに伴う税制上の所要の措置	新設	幼児教育の無償化を進めるに当たり法改正を行う場合、併せて税制上の所要の措置（非課税措置及び差押禁止措置等）を講ずる	○	○																		○	○		○							○	○					
結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充及び恒久化	拡充 延長	本措置の対象を、おじ・おばから甥・姪に対する贈与まで拡充し、信託の機能を活用し、結婚・妊娠・出産・育児に係る払出しを行う信託スキームを使って、子・孫・甥・姪へ贈与を行った場合について、贈与税の課税対象としないこととする 平成31年3月31日までとなっている適用期限を恒久化									○													○														
結婚・子育て資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の恒久化及び拡充	拡充 延長	①平成31年3月末までの時限措置とされている本特例を恒久措置とする ②本特例により贈与された資金を受け入れた金融機関が破綻した場合に生じる損失について、贈与税を課さないようにする										○															○												
地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・延長	拡充 延長	①徹底した運用改善の実施 ②税額控除の特例措置を5年間（平成36年度まで）延長 ③特定の寄附に係る税額控除割合を引上げ			○	○	○																		○	○													
沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長	延長	観光地形成促進地域の効果的な活用のため、適用期限（平成31年3月31日）の2年間延長			○	○		○																	○										○	○			
沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長	延長	情報通信産業特別地域及び情報通信産業振興地域において、以下の課税の特例を2年間延長 ①（情報通信産業振興地域）投資税額控除（法人税） ②（情報通信産業特別地区）所得控除（法人税） 法人住民税（法人税割）及び事業税についても同様の効果を適用 那覇市内において1,000万円を超える情報通信業務に供する機械等及び1億円を超える建物等を新・増設した法人は、当該事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の対象床面積のうち、1／2に相当する面積を5年間控除			○	○	○	○																	○			○							○					
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長	延長	産業高度化・事業革新促進地域において、以下の課税の特例を2年間延長 ①投資税額控除（法人税） ②特別償却（法人税、所得税）	○		○	○	○	○																	○										○					

平成31年度　税制改正要

要望項目		概要	対象税目																						要望元													
			所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	事業所税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	都市計画税	自動車重量税	自動車取得税	自動車税	軽自動車税	国税徴収法	徴収規定等	他	内閣府	内閣官房	金融庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	復興庁	防衛省
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長	延長	国際物流拠点産業集積地域において、以下の課税の特例を3年間延長 ①投資税額控除（法人税） ②特別償却（法人税、所得税） ③所得控除	○		○	○	○	○																	○										○				
子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設	新設	0～2歳の子どもを持つ世帯において、認可保育所への入所の希望がかなわず、やむを得ず公費の支援のない認可外の保育所等を利用する場合に、その費用の一部を税額控除の対象とする	○	○																					○								○						
経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の拡充及び恒久化	拡充 延長	中小企業の再生を継続的に支援する必要があることから、適用対象者を拡充のうえ、当該措置を恒久化	○	○																					○		○											○	
特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充及び延長	拡充 延長	所得税・法人税の割増償却（認定事業により整備される建築物について、5割増償却（5年間））の適用期限を2年間延長 登録免許税の軽減税率（建物：0.2%）の適用期限を2年間延長 「東京一極集中是正のための中枢・中核都市の機能強化の「支援施策の方向」」を踏まえ、所要の支援施策を講じる	○		○								○		○	○	○								○											○			
都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充及び延長	拡充 延長	所得税・法人税の割増償却（認定事業により整備される建築物について、3割増償却（5年間））の適用期限を2年間延長 登録免許税の軽減税率（建物：0.35%）の適用期限を2年間延長 「東京一極集中是正のための中枢・中核都市の機能強化の「支援施策の方向」」を踏まえ、所要の支援施策を講じる	○		○								○		○	○	○								○											○			
特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長	延長	公益法人や学校法人等が奨学金事業を実施する場合の、貸与者又は借受人が作成した文書（借用証書等）に係る印紙税の非課税措置の延長												○											○							○							
雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長	延長	適用期限を2年間延長し、平成33年3月31日までとする	○		○																				○											○			
平成30年7月豪雨による被害の状況等を踏まえた所要の税制上の措置		平成30年7月豪雨による被害の状況等を踏まえ、所要の税制上の措置を検討する																							○											○			
生産設備を含む事業用施設の耐震化の設備投資等を促進する国土強靱化税制（仮称）の創設		企業の生産力の強靱化を図るため、生産設備を含む事業用施設の耐震化の設備投資等を促進する税制の創設を検討																							○										○	○			
NISA制度の恒久化等	拡充 延長	①NISA制度の恒久化 ②NISA制度の利便性向上	○	○																							○												
相続した株式の譲渡における相続税（株式分）の取扱いに関する見直し	新設	相続人が、相続した上場株式等を売却し、譲渡所得を計算する場合、その売却が相続申告書の提出期限日から3年以内ならば、当該株式等の相続税額を取得価額に加算することで、譲渡所得から相続税相当額を差し引くことができる特例措置について、その売却期間に関する制限を撤廃し、相続後の売却時点に関わらず、当該株式等の相続税額を取得価額に加算することができるようにする	○	○																							○												
過大支払利子税制の見直しに伴う金融マーケットへの対応	拡充	過大支払利子税制の見直しを行う場合は、金融マーケットへ悪影響を及ぼさないよう対応			○	○	○																				○												
外国子会社合算税制（CFC税制）に係る所要の措置	新設	外国子会社合算税制（CFC税制）について、国内金融機関の海外進出を阻害しないよう、ビジネスの実態を踏まえた所要の措置を講じる	○	○	○	○	○																				○												
生命保険料控除制度の拡充	拡充	①所得税法上の生命・介護医療・個人年金の各保険料控除の最高限度額を5万円、保険料控除の合計適用限度額を15万円とする ②地方税法上の生命・介護医療・個人年金の各保険料控除の最高限度額を3.5 万円とする	○	○																							○												

平成31年度　税制改正要

要望項目		概要	対象税目																						要望元													
			所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	事業所税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	都市計画税	自動車重量税	自動車取得税	自動車税	軽自動車税	国税徴収法	徴収規定等	他	内閣府	内閣官房	金融庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	復興庁	防衛省
火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長	拡充 延長	異常危険準備金制度について、積立率の経過措置分100分の3を100分の4に引上げ（平成30年度末までの経過措置、本則積立率は100分の2）、延長するとともに、洗替保証率を現行の100分の30から100分の40に引上げ（本則積立率適用残高率も同様）			○	○																					○												
番号の告知に関する所要の措置	延長	証券口座に係るマイナンバーの付番に関し、平成30年12月末の経過措置終了以降の対応について所要の措置を講じる	○	○																							○												
特定口座の利便性向上	拡充	特定口座の利便性の向上を図る観点から、上場会社の役職員等に付与される事後交付型の株式報酬について、その交付時に特定口座への受入れを可能とするなど、所要の措置を講じる	○	○																							○												
上場株式等の相続税に係る見直し	新設	高齢者が老後資金のために蓄えた資産を安心して保有し続けることのできる環境を整備する観点から、相続税に係る見直しを行う									○																○												
協同組織金融機関に係る一括評価金銭債権の割増特例措置の恒久化	延長	貸倒引当金繰入限度額の割増特例措置（100分の110）を恒久化 少なくとも現行の割増率を維持の上、適用期限（平成31年3月末）を延長			○	○	○																				○												
金融機能強化法に基づく資本増強等に係る登録免許税の軽減措置の延長	延長	金融機能強化法における資本増強の申請期限である平成34年3月31日まで延長											○														○												
事業用固定資産の減損損失に係る損金算入措置の創設	新設	地方（町村）に所在する信用金庫及び信用組合の事業用固定資産について、会計上で減損損失を計上した場合に、損金算入を可能とする措置を講じる			○	○	○																				○												
日本版スクークに係る非課税措置の延長	延長	日本版スクーク（イスラム投資家を対象とし、資産流動化法上の特定目的信託が発行する社債的受益権）について時限的に講じられている以下の措置を延長 ①海外投資家が受ける日本版スクークの収益の分配の非課税 ②信託財産の買戻しに係る登録免許税の非課税	○									○															○												
死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ	拡充	死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額に「配偶者及び未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算									○																○												
個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合の引上げ	拡充	借手が民事再生・破産等の法的手続に入った場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合を引上げる			○	○	○																				○												
信託受益権の質的分割に係る所要の措置	新設	信託受益権が質的に分割されている場合の課税関係を明確化 税制上の措置の内容については、信託の利用促進が図られ、受益者等の関係者が対応可能な実効性の高いものとする	○	○	○	○	○		○	○	○																○												
金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）	新設	①金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大 ②私募株式投資信託の課税方式については申告分離課税とする	○	○																							○							○					
金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）	新設	①商品先物取引の決済差損益や商品ファンドの収益分配金・償還損益等について、特定口座等の導入による簡易な確定申告の方法の整備等により、上場株式等の譲渡損益等との損益通算の対象に含める ②上場株式等と先物取引について認められている損失の繰越控除（3年間）について、他の金融商品にも拡大していく税制措置を講じる	○																															○	○				
債券現先取引（レポ取引）に係る非課税措置の拡充及び恒久化	拡充 延長	適用対象を外国債券（ 現行は日本国債のみ） まで拡充するとともに、恒久化	○																								○												
特定外国法人の債券現先取引（レポ取引）に係る利子等の課税の特例（レポ特例）の延長又は恒久化	延長	外国金融機関等以外の外国法人（特定外国法人）に係るレポ特例の延長又は恒久化	○		○																										○								

平成31年度　税制改正要

要望項目		概要	対象税目																						要望元													
			所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	事業所税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	都市計画税	自動車重量税	自動車取得税	自動車税	軽自動車税	国税徴収法	徴収規定等	他	内閣府	内閣官房	金融庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	復興庁	防衛省
投資信託の二重課税調整に係る所要の措置	拡充	公募投資信託等を経由して支払った外国税を、国内で支払う源泉所得税から控除できることとする調整措置（平成30 年度改正）の施行（平成32年1月）が円滑に行われるよう、所要の措置を講じる 投資法人が保有する外国子会社にも二重課税とならないよう調整措置を講じる	○	○	○	○																					○									○			
教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の恒久化及び拡充	拡充 延長	①平成31年3月末までの時限措置とされている本特例を恒久措置に ②利便性向上の観点から領収書の提出・保存要件の簡素化を行う ③本特例により贈与された資金を受け入れた金融機関が破綻した場合に生じる損失について、贈与税を課さないようにする										○															○													
教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充	拡充	①時限措置である本制度の恒久化を行うとともに、 ②受贈者に係る年齢制限の緩和や、利便性向上の観点から領収書の提出・保存方法の簡素化を行う。										○																				○							
土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の軽減措置の延長	延長	土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の税率（本則1000分の4）を、現行の1000分の3のまま据え置き、軽減措置を延長											○														○													
投資法人（J-REIT）等が取得する不動産に係る登録免許税の特例措置の拡充及び延長	拡充 延長	J-REIT等が取得する不動産に係る登録免許税の特例措置に係る適用要件を拡充するとともに、当該措置を延長											○														○													
過疎地域における事業用設備等に係る特別償却	延長	法人又は個人が、平成31年3月31日までに、過疎地域内に取得価額の合計が2,000 万円を超える生産等設備を新増設して一定の事業の用に供した場合、建物・機械等の資産について特別償却を認める措置を平成33年3月31日まで2年間延長	○		○																							○						○		○				
試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充	拡充 延長	①総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ ②総額型の控除率を見直し、最大15%の控除率を実現 ③試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の上乗せ措置の適用期限の延長（3年間延長（33年度末まで）） ④中小企業者等について、試験研究費が5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを延長（3年間延長（33年度末まで）） ⑤減益にも関わらず試験研究費を増加させた場合に控除上限を上乗せする仕組みの創設（3年間（33年度末まで）） ⑥組織再編があった場合の比較試験研究費の算出方法等に関する運用改善 ⑦オープンイノベーション型の支援対象の拡大・一部控除率引上げ（ベンチャー・中小企業との共同研究及びベンチャー・中小企業が行う共同・委託研究等） ⑧ベンチャー企業が総額型、中小企業技術基盤強化税制及びオープンイノベーション型を利用する場合の控除上限の引上げ	○		○	○																							○				○	○	○	○	○	○		○
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長	延長	適用期限を2年間延長	○		○	○	○																					○					○	○	○	○			
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長	拡充 延長	生産性向上に向けた設備投資を後押しするため、働き方改革の実現に向けた取組みを支援する観点等も踏まえつつ、適用期限を2年間延長し、必要な拡充を行う	○		○	○	○																					○					○	○	○	○			
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の拡充及び延長	拡充 延長	消費税率の引上げを見据えつつ、中小企業の防災・減災対策を促進する観点も踏まえながら、商業・サービス業を営む中小企業者等の設備投資を引き続き促進すべく、必要な見直しを行った上で、適用期限を2年間延長	○		○	○	○																					○					○	○	○				

平成31年度　税制改正要

要望項目		概要	対象税目																					要望元													
			所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	事業所税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	都市計画税	自動車重量税	自動車取得税	自動車税	軽自動車税	国税徴収法	徴収規定等	他	内閣府	内閣官房	金融庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	復興庁	防衛省
弁護士及び外国法事務弁護士を社員とする共同法人制度の創設に伴う所要の整備	新設	現在検討されている弁護士及び外国法事務弁護士を社員とする共同法人制度の創設に際し，税理士法の改正等の所要の措置を講ずる					○								○									通則・徴収関係、軽油引取税					○										
国際協力を使途とする資金を調達するための税制度の新設	新設	①「持続可能な開発のための2030アジェンダ」等にも示されている世界の開発需要に対応し貢献するため，納税者の理解と協力を得つつ，国際連帯税（国際貢献税）についての検討を進め，必要な税制上の措置を講ずる ②その税収の使途として，世界の開発需要への対応・貢献であることを明確に位置付ける ③課税方法として，我が国としてどのような方式を導入することが適当かについては，受益と負担の関係，持続可能な開発目標（SDGs）の推進等に係る我が国の取組や人間の安全保障をめぐる国際潮流及び国際連帯税（国際貢献税）に係る国際的な取組の進展状況を踏まえつつ検討する																						国際連携税（国際貢献税）						○									
日豪円滑化協定（仮称）に基づく豪州国防軍に対する課税免除措置の創設	新設	現在交渉中の日豪円滑化協定（仮称）（平成31年度末までに署名に至る可能性あり）において，豪州が他国と締結している同種の協定と同様，協定に基づき豪州国防軍の訪問部隊を受け入れる際，輸入品等に係る内国消費税等を徴収しない旨の規定が盛り込まれる見込みであるため、課税免除措置を創設																											○										○
日本酒造組合中央会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減	延長	日本酒造組合中央会が行う信用保証事業に係る担保の抵当権設定登記について、登録免許税の税率の軽減措置（本則4/1,000⇒1.5/1,000）の適用期限を2年間延長											○																		○									
日本私立学校振興・共済事業団への指定寄附金の範囲の拡充（若手・女性研究者奨励に係る寄附の追加）	拡充	日本私立学校振興・共済事業団が実施する「若手・女性研究者奨励金」への寄附を、法人税の全額損金算入が受けられる指定寄附金の対象とする	○	○	○	○	○																									○								
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置	新設	来日する大会関係者である非居住者及び外国法人を対象として、大会関連活動に係る所得を所得税・法人税の課税所得としないこと、個人住民税及び法人住民税等について非課税とすること等、税制上の所要の措置を講ずる	○	○	○	○	○																									○								
文化財保存活用支援団体に対する重要文化財等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例等の拡充	拡充	国が認定した文化財保存活用地域計画に記載された、公開等の事業の用に供する重要文化財等の譲渡について、 ①個人が重要文化財（動産又は建造物）を文化財保存活用支援団体に譲渡した場合、所得税を非課税とし、個人住民税の所得割について、課税標準の特例措置を適用し算定する ②個人又は法人が重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地を文化財保存活用支援団体に譲渡した場合、2000 万円を上限に、所得税について特別控除、法人税について損金算入し、個人住民税・法人事業税の所得割及び法人住民税について、課税標準の特例措置を適用し算定する	○	○	○	○	○																									○								
高等教育の無償化の実施に伴う授業料・入学金の減免措置及び給付型奨学金に係る非課税措置等の所要の措置	新設	高等教育の無償化は、大学等について、授業料等の減免措置並びに給付型奨学金の拡充により行うこととされており、文部科学省に設置した専門家会議等による詳細な制度設計の検討結果を踏まえ、授業料等の減免措置及び給付型奨学金について非課税及び差押禁止とするなど、所要の措置を講じる	○	○																		○	○									○								
（独）大学改革支援・学位授与機構の業務の見直しに係る税制上の所要の措置	新設	「今後の高等教育の将来像の提示に向けた中間まとめ」等に基づき、大学の経営力強化の支援など独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の業務を見直すことに伴い、関連の法改正を前提に、税制上の所要の措置（これまで同機構に適用されていた税制上の優遇措置の継続）を講ずる	○		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○	○	○			地価税、鉱区税、水利地益税、特別土地保有税、共同施								○							
未婚のひとり親に対する税制上の支援措置	拡充	寡婦（寡夫）控除とその特例について、「子がいる婚姻をしていない者」（未婚のひとり親）にも適用されるよう、「寡婦」及び「寡夫」に未婚のひとり親を加える。	○	○																													○						
児童養護施設退所者等自立支援資金貸付金等に係る非課税措置の創設	新設	児童養護施設等を退所して進学や就職をする者への支援として、家賃や生活費、資格取得費用の貸付けを行う「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付金」等の貸付金において、一定の条件を満たした場合に免除される返済の免除益について、非課税措置及び差押禁止措置を講ずる	○	○																		○	○											○						

平成31年度　税制改正要

要望項目		概要	対象税目																						要望元													
			所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	事業所税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	都市計画税	自動車重量税	自動車取得税	自動車税	軽自動車税	国税徴収法	徴収規定等	他	内閣府	内閣官房	金融庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	復興庁	防衛省
医療に係る消費税問題の抜本的な解決に向けた新たな措置	新設	医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ検討を行い、個別の医療機関等の補てんの過不足について、新たな措置を講ずる 現在消費税が非課税とされている介護サービスや障害福祉サービスについても、医療に係る消費税の課税のあり方との整合性を踏まえ、対応を検討する必要がある	○	○	○	○			○	○					○	○																		○						
障害福祉サービスに係る、社会医療法人等に対する認定要件（収入要件）の見直し	拡充	認定医療法人の各認定要件の一つである「全収入額に占める社会保険診療収入等が100分の80を超えること」について、「社会保険診療収入等」に、社会保険診療、介護保険と並ぶ重要な社会保障施策である障害福祉サービスの収入を追加	○		○	○	○		○	○	○	○			○	○	○							特別土地保有税									○						
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置	新設	遅くとも次期通常国会に医薬品医療機器法等改正法案を提出する場合は、医薬品医療機器法改正等に伴う税制上の所要の措置を講じる必要がある	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	○	○							特別土地保有税									○						
高額な医療機器に係る特別償却制度の適用期限の延長	延長	対象機器の見直しを行った上で、平成31年度以降も2年間延長	○		○																											○						
マイナポータルを活用した医療費控除の申告手続きの簡素化	拡充	マイナポータルへの医療費情報の掲載等を活用し、医療費控除の申告手続きを簡素化する措置について検討を行い、その結果を踏まえ、税制上の所要の措置を講じる	○	○																												○						
国民健康保険団体連合会が行う診療報酬等の審査支払業務等の非課税化	新設	審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、国保連合会の審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度とする			○	○	○																									○						
マイナンバーの利用に関する「財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書（勤務先異動申告書）」提出手続の簡素化	新設	①「財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書」を提出する場合、氏名又は住所の変更の場合だけではなく、勤務先、賃金の支払者、事務代行先要の所在地及び名称の変更の場合であっても、当該申告書を提出する者の個人番号の記載を要しないこととし、当該申告書を受理した勤務先等の長及び金融機関の営業所等の長が、当該申告書に当該個人の個人番号を付記することができることとする ②「財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書」と同一様式である「財産形成非課税住宅（年金）貯蓄の勤務先異動申告書」を提出する場合も、当該申告書を提出する者の個人番号の記載を要しないこととし、当該申告書を受理した勤務先等の長及び金融機関の営業所等の長が、当該申告書に当該個人の個人番号を付記することができることとする	○	○																														○						
教育訓練給付の見直しに伴う税制上の所要の措置	拡充	雇用保険制度の教育訓練給付について、人づくり革命基本構想等を踏まえ、労働政策審議会において検討を行い、その結果等を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる	○	○																		○	○									○						
年金受給者の扶養親族等申告書の取扱いに係る所要の措置	新設	年金受給者が扶養親族等申告書を提出しなかった場合の所要の措置等を講じる	○	○																												○						
理容師・美容師養成施設の修得者課程に係る非課税措置の創設	新設	理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得するために履修する修得者課程について、法人税、法人住民税、事業税、事業所税の非課税措置を創設			○	○	○	○																								○						
生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長	延長	適用期限を平成32年度末までの2年間延長			○	○	○																									○						
公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長	延長	公害防止用設備（テトラクロロエチレン溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機）に係る特例措置について、その適用期限を2年延長	○		○																											○						
訪日外国人に係る、社会医療法人等に対する認定要件（診療費要件）の見直し	新設	訪日外国人に対する医療は自由診療となり、社会医療法人、特定医療法人等においては、非課税要件として、自費診療等においても、社会保険診療に準ずる額を要請求することとされているが、この非課税要件を、訪日外国人等に対する診療において緩和する	○		○	○	○		○	○	○	○			○	○	○							特別土地保有税									○	○					
訪日外国人に係る社会医療法人等に対する認定要件（診療費要件）の見直し	新設	訪日外国人の診療において、「社会保険診療報酬と同一の基準により計算された額を請求する」という社会医療法人等の税制上の優遇措置要件を見直し、社会医療法人等が費用に見合った額を請求できるようにする	○		○				○																									○					

平成31年度　税制改正要

要望項目		概要	対象税目																					要望元													
			所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	事業所税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	都市計画税	自動車重量税	自動車取得税	自動車税	軽自動車税	国税徴収法	徴収規定等	他	内閣府	内閣官房	金融庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	復興庁	防衛省
個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設	新設	個人事業者について、先代から後継者への事業用資産の承継を円滑に進めるための措置を講ずる									○	○	○			○																	○		○				
生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長	延長	生活衛生同業組合等および消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置（通常要の110%相当）の適用期限を平成32年度末までの2年間延長			○																												○						
避難解除区域等に係る特例措置（福島再開投資等準備金）の適用期間の延長等	拡充 延長	現在、避難解除区域等に適用されている税制上の特例（福島再開投資等準備金）の適用期間を、期限が既に到来又は平成32年度末までに到来する区域について、復興・創生期間の終了時（平成32年度末）まで拡充・延長	○	○	○	○	○																										○	○	○			○	
農地中間管理機構法の施行後5年後見直し等に伴う税制上の所要の措置	新設 拡充	機構事業及びその関連事業、規制改革実施計画における農地所有適格法人要件や農地制度の見直しについて検討することとされているが、法施行後5年となる平成31年を制度見直しのターゲットとして、これらの内容について検討した結果に基づき、所要の措置を講ずる					○																											○					
農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却について	延長	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却について、適用期限を2年間延長	○		○																													○					
農業競争力強化支援法に係る認定事業再編計画に基づき行う登記の税率の軽減措置	延長	農業競争力強化支援法に係る認定事業再編計画に基づき行う登記の税率の軽減措置について、適用期限を2年間延長											○																					○					
利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置	延長	農業を営む者が農業経営基盤強化促進法に規定する利用権設定等促進事業（農用地利用集積計画）により農用地区域内の土地（農用地、混牧林地、開発して農用地とすることが適当な土地）を取得した場合の所有権移転登記の税率の軽減措置（20/1000→10/1000）の適用期限を2年延長										○																						○					
信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置	延長	登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長											○																					○	○				
都道府県農業協同組合中央会から組織変更した農業協同組合連合会のうち、事業内容等が都道府県農業協同組合中央会と同等であるものに係る税制上の所要の措置	新設	農協法改正により都道府県農業協同組合中央会が農業協同組合連合会に組織変更することに伴い、都道府県農業協同組合中央会から組織変更した農業協同組合連合会のうち、事業内容等が都道府県農業協同組合中央会と同等であるものに係る税制上の所要の措置を講ずる																																○					
植物品種保護制度の見直しに伴う税制上の所要の措置	新設	「未来投資戦略2018」に基づき、輸出戦略上重要な種苗の海外流出の防止及び新品種の開発を促進する観点から、種苗の流通監視や適切な利用・管理を進めるための方策や、植物品種保護制度の充実に向けた検討を行うこととしており、その内容を踏まえて税制上の所要の措置を講じる																																○					
農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置	新設	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の合併に係る課税の特例措置について、適用期限（平成31年3月31日）の3年延長			○	○	○																											○					
中小企業等の貸倒引当金の特例等	新設	①農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の貸倒引当金等に係る措置について2年間（2020年度末まで）延長 ②中小企業等の法人税率の特例については、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等にも配慮			○	○	○																											○					
中小企業等の貸倒引当金の特例の延長	延長	資本金1 億円以下の中小企業等は、貸倒引当金の繰入限度額の計算は、貸倒実績率によらずに法定繰入率によることができるが、事業協同組合及び商工組合については、さらに繰入限度額を10%増しとすることが認められている 本税制の割増措置の適用期限を2年間（平成32年度末まで）延長する			○																														○	○			
帰還困難区域等における贈与税納税猶予等の適用農地等を買い換えた場合に納税猶予を継続する特例措置	拡充	帰還困難区域等を抱える市町村において、当分の間は、代替農地の取得は困難であることから、納税猶予適用者が帰還困難区域等において特例適用農地等を譲渡した場合には、当該特例適用農地等の譲渡のあった市町村全域の避難指示が解除されてから5年以内に代替農地を取得することで納税猶予は継続する								○	○			○																			○					

平成31年度　税制改正要

要望項目		概要	対象税目																						要望元													
			所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	事業所税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	都市計画税	自動車重量税	自動車取得税	自動車税	軽自動車税	国税徴収法	徴収規定等	他	内閣府	内閣官房	金融庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	復興庁	防衛省
水産業の成長産業化に関する税制上の所要の措置	新設 拡充	水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指して、水産政策の改革を行うこととしていることから、関係制度の見直しに伴い、税制上の所要の措置を講ずる																																○					
振興山村において農林水産物加工施設等を取得した場合の割増償却	延長	個人又は法人が産業振興施策促進事項に基づく、機械・装置等を取得した場合の割増償却について適用期限の2年延長	○		○																													○		○			
半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度	延長	半島振興対策実施地域のうち、認定地区における法人又は個人に適用される、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却制度（5年間、割増償却額：機械・装置 普通償却額の32%、建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48%）の適用期限を2年間延長	○		○																													○		○			
離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度	延長	離島振興対策実施地域のうち、指定地区における法人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却制度（5年間、償却限度額：機械・装置 普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48%）の適用期限を2年間延長	○		○																													○		○			
奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度	延長	奄美群島の認定地区における法人又は個人に適用される、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却制度（5年間、償却限度額：機械・装置普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物普通償却限度額の48%）の適用期限を2年間延長する。	○		○																													○		○			
被災代替資産等に係る特別償却の特例措置の延長	延長	本特例措置の適用期限（平成31年3月31日）を2年間延長し、平成33年3月31日までとする	○		○																													○	○			○	
印紙税のあり方の検討		近年の電子取引の増大等を踏まえ、制度の根幹からあり方を検討し見直す												○																					○				
国税関係帳簿書類の保存の電子化に係る制度及び運用に係る所要の整備		申告・納税等の税務手続の一層の電子化の推進等の観点から、企業等の事務負担軽減に資するよう、企業等の事務負担に直結する国税関係帳簿書類の保存の電子化について、企業等が承認を受けるための要件の見直しなど所要の整備を講ずる	○		○				○																										○				
連結法人に係る国税関係手続の簡素化等		行政手続の簡素化により、企業のコスト削減及び生産性の向上並びに円滑・適正な納税のための環境整備を図る観点から、連結法人への加入・離脱、連結法人の異動等の、税法上、連結法人に義務付けられている届出書の提出等に係る手続について、所要の整備を図る			○																														○				
役員の業績連動給与に係る損金算入手続きの見直し	拡充	当該業績連動給与の損金算入手続きに係る要件について、コーポレートガバナンス・コードの改訂等のコーポレートガバナンス改革の進展に応じた見直し			○	○	○																												○				
新事業開拓事業者投資損失準備金の延長及び拡充	拡充 延長	認定ベンチャーファンドの投資先要件など所要の見直しを行うとともに、平成30年度末（平成31年3月31日）に到来する適用期限を2年延長する			○	○	○																												○				
新設法人への繰越欠損金制度の拡充	拡充	資本金1億円以上の新設法人について、繰越欠損金を所得金額の100%まで控除可能な期間を「設立の日から7年を経過する日までの期間に属する事業年度」から「設立の日から10年を経過する日までの期間に属する事業年度」に延長			○	○	○																												○				
特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（ストックオプション税制）の拡充	拡充	以下の要件について制限を緩和する ①付与対象者の範囲 ②権利行使期間 ③年間権利行使限度額	○	○																															○				
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長	拡充 延長	適用期限を2 年間延長し、付加的な要件として、一定割合以上の賃上げ等を加え、要件を満たす事業者については、税額控除額及び税額控除限度額を深堀りする ①税額控除額について、機械装置・器具備品については5%、建物及びその附属物・構築物については3%とする ②税額控除限度額について、上限額を20%から40%に引き上げる その他、東京一極集中への対応等の動向を踏まえ、所要の措置を検討する	○		○	○	○																												○				

平成31年度　税制改正要

要望項目		概要	対象税目																					要望元													
			所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	事業所税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	都市計画税	自動車重量税	自動車取得税	自動車税	軽自動車税	国税徴収法	徴収規定等	他	内閣府	内閣官房	金融庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	復興庁	防衛省
外国子会社合算税制の見直し		①米国の税制改正等を踏まえ、ビジネス実態を考慮した上で、企業活動の足かせとならないよう、所要の措置を講ずる ②その他外国子会社合算税制について日本企業の経済実態を踏まえた見直しを実施する	○	○	○	○	○																												○				
BEPS（Base Erosion and Profit Shifting）を踏まえた国内の制度整備に係る配慮		BEPSプロジェクトにおいて国際課税ルールの見直しの議論を踏まえた国内での制度整備の検討に当たっては、日本企業等の健全な投資を阻害することがないようビジネス実態に配慮すべきで、特に、過大支払利子税制や移転価格税制（所得相応性基準の導入等）等、国内制度の見直しの検討に当たっては、企業に過度な負担を与えないように配慮すべき	○	○	○	○	○																												○				
租税条約ネットワークの拡充		日本企業による取引や投資の実態、要望等を踏まえ、我が国の経済の活性化や我が国課税権の適切な確保に資するよう、租税条約ネットワークを迅速に拡充すべくその内容や交渉相手国の選定について、各省庁が連携して具体的な検討を行う																																	○				
国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不算入の拡充	拡充	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金の適用対象に平成31年度新規補助事業を追加	○	○	○																														○				
原料用石油製品等の非課税化（原料用途免税の本則化）	拡充	以下に掲げる揮発油税、地方揮発油税及び石油石炭税の措置について、非課税化とする ①石油化学製品製造用揮発油の免税等 ②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税 ③引取りに係る石油製品等の免税 ④引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税 ⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付 ⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付																					揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税												○				
車体課税の抜本的見直し	新設 拡充 延長	①ユーザー負担の軽減や簡素化等の観点から、自動車税の税率引下げをはじめ、自動車重量税の「当分の間税率」の廃止等の車体課税の抜本的な見直しを実現し、エコカー減税及びグリーン化特例の延長を行う ②来年10 月の消費税率引き上げ時に、駆け込み需要とその反動減を生じさせることがないよう、耐久消費財である自動車の需要の平準化を図るべく、取得段階のユーザー負担の軽減に向けた必要な対応を検討し、措置を講ずる															○	○	○	○														○				
車体課税の見直し	拡充	自動車重量税のエコカー減税について、延長するとともに、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化等を図る															○	○	○	○																○			
車体課税のグリーン化	延長	①エコカー減税については、基本構造の恒久化を図る。また、環境負荷に応じて適切にインセンティブが付与されるよう、現状のエコカー減税対象車の割合等を踏まえ、減税対象車の重点化等を検討する等、一層のグリーン化を図る ②汚染者負担の原則に基づく補償給付費用等の財源の安定的な確保を図るため、引き続き、自動車重量税から引き当てる ③自動車税・軽自動車税のグリーン化特例については、環境負荷に応じて適切にインセンティブが付与されるよう、現状のエコカー減税対象者の割合等を踏まえ、減税対象者の重点化等を検討する等、一層のグリーン化を図る ④消費税率10%への引上げ時において、自動車取得税の廃止に伴い導入される自動車税・軽自動車税の環境性能割（仮称）については、燃費基準達成度合いに応じた税率を設定する等、環境負荷に応じて適切にインセンティブが付与されるべきとの考え方で基準の見直しを行う															○	○	○	○																	○		
探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長	拡充 延長	平成31年3月31日で適用期限の到来する本制度について、適用期限を3年間延長する 資源の安定供給確保を着実に進めるとともに、鉱山経営の多様化を踏まえ、海外探鉱準備金制度について、国内鉱業者に準ずるものに係る要件について所要の見直しを行う	○	○	○	○	○																												○				
中小企業者等の法人税率の特例の延長	延長	中小企業者等に係る法人税の軽減税率（年800万円以下の所得金額に適用。本則19%・租税特別措置15%）について、適用期限を2年間延長する			○	○																													○				

平成31年度　税制改正要

要望項目		概要	対象税目																						要望元													
			所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	事業所税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	都市計画税	自動車重量税	自動車取得税	自動車税	軽自動車税	国税徴収法	徴収規定等	他	内閣府	内閣官房	金融庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	復興庁	防衛省
事業承継ファンドから出資を受けた場合の法人税等の特例	新設	一定の要件を満たす事業承継ファンドから出資を受けた際も中小企業税制の適用を可能とする要件緩和を行う			○	○	○																												○				
小規模企業等に係る税制のあり方の検討		持続的経営や成長志向の活動を行う個人事業主を含む小規模事業者が直面する事業承継や事業主報酬などの課題、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等に配慮しつつ、外国の制度も参考に、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直し所得税・法人税を通じて総合的に検討	○	○																															○				
特別貸付けに係る金銭消費貸借契約書における税制上の所要の整備	新設	商工中金が激甚災害により被害を受けた者に対して行う国の制度によらない災害復旧資金の貸付けにおける金銭消費貸借契約書に係る印紙税を他の公的貸付機関及び民間金融機関と同様に非課税とする												○																					○				
保険会社等の異常危険準備金の延長	延長	本税制措置の適用期限を3年間（平成33年度末まで）延長する			○	○	○																												○				
非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除制度の適用に係る手続等の見直し	拡充	認定申請時・各種報告時の手続きを見直すこと等により、制度の更なる活用促進を図る									○	○																							○				
復興産業集積区域における機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の特別償却等の特例措置の拡充	拡充	津波被災地域（雇用等被害地域を含む市町村の区域内）に限り、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間に取得等し事業の用に供した機械・装置及び建物等について、平成31年3月31日までに取得したものと同じ特別償却又は税額控除の率とする	○		○																														○	○	○		
被災自動車等の代替取得に係る自動車重量税の特例措置の延長	延長	本特例措置の適用期限（平成31年4月30日）を2年間延長し、平成33年4月30日までとする																○	○	○	○														○	○		○	
被災自動車等に係る特例措置の延長	延長	東日本大震災による津波被害等により、滅失、解体又は用途を廃止した自動車等（二輪車等を含む）について、納付済み自動車重量税の一部を還付する特例措置の適用期限（現行は平成31年3月31日まで）を2年間延長する																○																	○	○	○		
既存住宅に係る特定の改修工事をした場合等の所得税額の特別控除に関する標準的費用額の工事実績を踏まえた見直し		特定の改修工事（耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修等）及び認定住宅（認定長期優良住宅、認定低炭素住宅）の新築又は取得をした場合の、所得税（投資型）の控除額の算定の基礎となる工事に係る標準的な費用の額について、工事の実績を踏まえて金額の見直しを検討する	○																																○	○			
独立行政法人奄美群島振興開発基金に係る非課税措置の延長	延長	独立行政法人奄美群島振興開発基金に対する所得税・法人税・登録免許税・印紙税に係る非課税措置を5年間延長する。	○		○	○	○						○	○																						○				
小笠原諸島への帰島に伴う課税の特例措置の延長	延長	帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例の5年間延長 帰島に伴う不動産取得税の特例措置の延長（5年間） 小笠原諸島振興開発特別措置法第42条第1項の規定の適用がある土地の取得に係る特別土地保有税の非課税措置	○	○												○								特別土地保有税												○				
地域福利増進事業に係る特例措置の創設	新設	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づき、都道府県知事による使用権の裁定があった特定所有者不明土地を利用して行う地域福利増進事業について、当該事業のために事業区域内の土地等を譲渡した場合の当該土地等の譲渡所得に係る1,500万円要特別控除を創設	○	○	○	○	○								○		○																			○				

平成31年度　税制改正要

要望項目		概要	対象税目																						要望元													
			所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	事業所税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	都市計画税	自動車重量税	自動車取得税	自動車税	軽自動車税	国税徴収法	徴収規定等	他	内閣府	内閣官房	金融庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	復興庁	防衛省
所有者不明土地に係る土地収用法の特例の創設に伴う所要の措置	拡充	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に定める土地収用法の特例による収用等について、土地収用法に基づく収用等の場合と同様の税制上の特例として、以下の内容等を措置する ①本法に基づく土地収用法の特例による資産の収用に伴い、資産の移転等のために交付された金額を、資産の移転等の費用に充てた場合、その費用に充てた金額は、各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない（所得税） ②個人が、土地等で事業所得等の基因となるもののうち、所有期間が5年以下のものを譲渡した場合の重課について、本法に基づく土地収用法の特例によって事業地が収用された場合に、所得税、個人住民税、個人事業税の重課の適用除外（分離課税（税率は住民税を含め52%等）→通常の総合課税）を適用 ③本法に基づく土地収用法の特例により事業地が収用された場合に、所有者の長期（5年超）譲渡所得に係る所得税について、所得税、個人住民税は2,000万円以下の部分について、税率を軽減（本則15%→特例10%）、法人税、法人住民税は重課（5%）の適用除外（重課自体は平成31年度末まで課税停止） ④本法に基づく土地収用法の特例により事業地が収用された場合に、所有者の短期（5年以内）譲渡所得に係る課税について、所得税、個人住民税は税率を軽減（本則30%→特例15%）、法人税、法人住民税は重課（10%）の適用除外（重課自体は平成31年度末まで課税停止） ⑤本法に基づく土地収用法の特例により事業地が収用され、代替資産を取得した場合の譲渡の扱いについて、所得税、個人住民税は補償金等の額が代替資産の取得価額を上回る部分について譲渡があったものとし、法人税、法人住民税は代替資産について帳簿価額の減額等をしたときは、減額分等を損金に算入する ⑥本法に基づく土地収用法の特例により事業地が収用された場合に、所有者の譲渡所得から5,000万円を控除（所得税、個人住民税、法人税、法人住民税、法人事業税） ⑦本法に基づく土地収用法の特例により事業地が収用された後の特別勘定を設けて一定期間内に代替資産を取得する見込みである場合、譲渡益に相当する金額を損金に算入（法人税、法人住民税、法人事業税）	○	○	○	○	○																													○			
関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長	延長	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設のうち研究所用施設に係る建物及び附属設備並びに機械及び装置で一定の規模以上の償却資産については、普通償却に加え、初年度の特別償却を認めているところであるが、この特別償却制度の2年延長			○																														○			
被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例の拡充	拡充	現行の譲渡期限の特例について、3年間拡充（「災害があった日から7年後の年末」から「災害があった日から10年後の年末」）する また、本特例措置の適用対象について、現在の運用を踏まえた見直しを行う	○	○																															○			
空き家の発生を抑制するための特例措置の拡充及び延長	拡充 延長	①本特例措置を4年間（平成32年1月1日～平成35年12月31日）延長する ②被相続人が老人ホーム等に入居していた場合を対象に加える ③譲渡後に家屋の除却又は耐震リフォームを行った場合を対象に加える	○	○																															○			
バリアフリー車両に係る特例措置の拡充	拡充	一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者（貸切バス事業者）がその事業の用に供する自動車のうち、ノンステップバス及びリフト付きバスについて、自動車重量税の特例措置を拡充 ①貸切バス事業者が導入するノンステップバス免税（新車新規登録時のみ） ②貸切バス事業者が導入するリフト付きバス免税（新車新規登録時のみ）															○																		○			
バリアフリー性能の優れた自動車の取得に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長	拡充 延長	一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者（貸切バス事業者）がその事業の用に供する自動車のうち、ノンステップバス及びリフト付きバスについて、自動車取得税の特例措置を拡充するとともに、特例措置を2年延長																	○	○															○			
船舶に係る特別償却制度の延長等	延長	現行の措置を2年間延長するとともに、外航船舶について、先進船舶の導入促進に向けた所要の措置を講じる	○		○																														○			
外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充	拡充	既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭りや商店街のイベント等に出店する場合において、簡素な手続きにより免税販売することを認める措置を講ずる							○	○																									○			

平成31年度　税制改正要

要望項目		概要	対象税目																					要望元													
			所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	事業所税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	都市計画税	自動車重量税	自動車取得税	自動車税	軽自動車税	国税徴収法	徴収規定等	他	内閣府	内閣官房	金融庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	復興庁	防衛省
消費税率引上げを踏まえた住宅取得対策		前回の消費税率引上げ時に住宅に係る駆け込み需要とその反動減が生じたことを踏まえ、2019年10月の消費税率引上げに際し需要変動の平準化に万全を期すため、住宅取得者の負担の増加等を勘案しつつ、住宅の取得について、住宅ローン減税の拡充等の税制措置及び財政措置を含めた総合的かつ十分な対策を講ずる																																	○			
自動車検査証の電子化に伴う所要の措置		自動車保有関係手続きに関するワンストップ化を充実・拡充するため、自動車検査証の電子化に向け、必要な検討を行い、所要の措置を講ずる																○																	○			
土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の特例措置の延長	延長	土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の税率について、下記の特例措置を2年間（平成33年3月31日まで）延長する ①所有権移転登記本則税率：2%特例税率：1.5% ②信託登記本則税率：0.4%特例税率：0.3%											○																							○			
Jリート及びSPCに係る登録免許税の特例措置の延長	延長	投資法人、投資信託及び特定目的会社が取得する不動産に係る登録免許税の特例措置について適用期限を2年間延長											○																							○			
特例事業者等が不動産特定共同事業契約に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に係る税率の特例措置の拡充及び延長	拡充 延長	特例事業者等が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に係る税率の特例措置を2年間延長するとともに、特例事業者及び適格特例投資家限定事業者に係る特例措置の要件について、以下の措置を講じる ①「対象不動産に係る工事の竣工後10年以内の譲渡」要件を撤廃 ②「土地及び建物」の取得要件の見直し（借地上の建物の追加）											○			○											○									○			
特定被災区域内において都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業のために土地等を譲渡した場合における所得の特別控除の廃止	廃止	当該証明を受ける期限を平成31年3月31日限りとする。（廃止）	○	○	○	○	○																													○		○	
税制全体のグリーン化の推進		（地球温暖化対策） ①平成24年10月から施行されている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当 ②揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持し、その税収を地球温暖化対策等に優先的に充当 （自動車環境対策） ①地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害補償のための安定財源確保の観点から、エコカー減税対象車の重点化等を検討する等、車体課税の一層のグリーン化を推進																					環境関連税制等													○		
公共施設の整備のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置の創設	新設	帰還環境整備推進法人が、地域利便の増進に寄与する施設の整備のために、空き地・空き家等を取得し、公共施設を整備した場合において、以下の特例措置を創設 ①帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合において、当該譲渡に係る譲渡益から、1,500万円の特別控除制度を創設 ②帰還環境整備推進法人に対して個人が土地等を譲渡した場合において、2,000万円以下10%、2,000万円超15%の軽減税率を適用 ③帰還環境整備推進法人に対して法人が土地等を譲渡した場合において、5%の法人重課の適用除外 ④当該土地に係る登録免許税を軽減 ・地上権設定等の登記（本則1%→0.5%） ・所有権移転登記（本則2%→1%） ⑤譲渡所得のうち2,000万円以下の部分について、個人住民税を軽減（本則5.0%→4.0%） ⑥不動産取得税の課税標準の1／5を控除 ⑦固定資産税・都市計画税の課税標準の2／3を控除	○	○	○	○	○						○			○	○																						○	

平成31年度　税制改正要

要望項目		概要	対象税目																					要望元												
			所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	事業所税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	都市計画税	自動車重量税	自動車取得税	自動車税	軽自動車税	国税徴収法	徴収規定等	他	内閣府	内閣官房	金融庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	復興庁	防衛省
土地等の集約化のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合の特例措置の創設	新設	複数の空き地等を集約し、その価値を向上することで、民間による活用を促進するため、帰還環境整備推進法人が土地等を取得した場合において、以下の特例措置を創設 ①帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合において、当該譲渡に係る譲渡益から、1,500万円の特別控除制度を創設 ②帰還環境整備推進法人に対して個人が土地等を譲渡した場合において、2,000万円以下10%、2,000万円超15%の軽減税率を適用 ③帰還環境整備推進法人に対して法人が土地等を譲渡した場合において、5%の法人重課の適用除外 ④当該土地等に係る登録免許税を軽減 ・地上権設定等の登記（本則1%→0.5%） ・所有権移転登記（本則2%→1%） ⑤譲渡所得のうち2,000万円以下の部分について、個人住民税を軽減（本則5.0%→4.0%） ⑥不動産取得税の課税標準の1／5を控除 ⑦固定資産税・都市計画税の課税標準の2／3を控除	○		○								○																									○	
復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特別措置の拡充	拡充	津波被災地域（雇用等被害地域を含む市町村の区域内）に限り、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間に指定を受けた事業者の税額控除率を、平成31年3月31日までに指定を受けた事業者と同じ10%に拡充	○		○	○																																○	
復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等の特例措置の拡充	拡充	本特例措置について、津波被災地域（雇用等被害地域を含む市町村の区域内）に限り、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間に取得等した研究開発用資産について、平成31年3月31日までに取得したものと同じ50%の特別償却率に拡充	○		○	○																																○	
避難解除区域等に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者等を支援するための機械等の特別償却等）の適用期間の延長等	拡充 延長	現在、避難解除区域等に適用されている税制上の特例（機械等の特別償却等）の適用期間を、期限が既に到来又は平成32年度末までに到来する区域について、復興・創生期間の終了時（平成32年度末）まで拡充・延長する。	○		○	○																																○	
企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の延長	延長	2年間延長し、平成33年3月31日までとする						○							○		○								○														
被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置の拡充	拡充	被災後2年度の間という適用期間を延長する													○		○								○														
防災・減災及び交通安全に資する道路の無電柱化の促進に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長	拡充 延長	①対象について、交通安全上の課題がある道路等（バリアフリー生活関連経路、通学路など）を追加 ②適用期間について、平成31年度～平成33年度に延長													○										○			○								○			
上場株式等の配当所得等に係る申告の簡素化	新設	国税の確定申告書に、「配当及び譲渡所得の地方税に係る申告不要」の記載欄を追加することにより、国税の確定申告のみで手続が完了するよう、地方税法において所要の措置を行う		○																							○												
保険会社に係る収入金額による外形標準課税方式の維持		保険会社に係る法人事業税の現行課税方式は、収入金額（収入保険料の一定割合）を課税標準とする100%外形標準課税となっているが、この現行課税方式を維持する					○																				○												
承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長	延長	承継銀行及び協定銀行について、平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本金等の額を銀行法に規定する銀行の最低資本金の額（20億円）とみなす資本割の特例措置を、当分の間の延長する					○																				○				○								
破綻金融機関等から協定銀行が不動産を取得した場合の非課税措置の延長	延長	平成31年3月31日までに協定銀行が破綻金融機関等から不動産を取得した場合における、現行の不動産取得税の非課税措置について、引き続き延長する														○											○				○								
破綻保険会社等から協定銀行が不動産を取得した場合の非課税措置の延長	延長	平成31年3月31日までに、協定銀行が破綻保険会社等から不動産を取得した場合における、現行の不動産取得税の非課税措置について、引き続き延長する														○											○				○								

平成31年度　税制改正要

要望項目		概要	対象税目																					要望元													
			所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	事業所税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	都市計画税	自動車重量税	自動車取得税	自動車税	軽自動車税	国税徴収法	徴収規定等	他	内閣府	内閣官房	金融庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	復興庁	防衛省
Jリート・特定目的会社に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長	拡充 延長	J-REIT等が不動産を取得する際の不動産取得税の特例措置（不動産取得税の課税標準額が2／5に軽減される。）を延長するとともに、現在適用対象外とされている保育所についても適用の対象とする														○											○									○			
地域経済活性化機構に係る資本割の特例措置の延長	延長	当該措置の延長（当機構の業務完了により解散するまでの期間（37年度まで）					○																				○												
帰還環境整備推進法人に土地等の管理を委託した場合の課税標準の特例措置の創設	新設	帰還環境整備推進法人が、空き地・空き家等の所有者からの委託を受けて管理する場合、当該土地及び公共施設に係る固定資産税・都市計画税の課税標準の2／3を控除													○		○																					○	
被災代替償却資産に係る課税標準の特例措置の延長	延長	本特例措置の適用期限を平成33年3月31日まで2年間延長する													○																				○			○	
被災自動車等の代替取得に係る非課税措置の延長等	延長	①自動車取得税の適用期限を平成33年3月31日までの2年間延長 ②自動車税及び軽自動車税の適用期限を平成33年3月31日までに取得の2年間延長（取得初年度及び翌年度分）																	○	○	○																	○	
公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に係る課税標準の特例措置の拡充	拡充	公益社団法人又は公益財団法人が所有・取得する伝統芸能の公演のための施設の用に供する土地及び家屋に係る固定資産税・都市計画税・不動産取得税については、平成30年度まで課税標準を2分の1に軽減する措置が講じられているところ、本特例措置を恒久化													○	○	○															○							
ゴルフ場利用税の廃止		ゴルフ場利用税を廃止する																						ゴルフ場利用税								○							
国民健康保険税に係る軽減措置の判定所得及び基準額の算定方法の見直し	新設	国民健康保険税に係る軽減措置の判定用所得及び基準額ついて算方法見直しを行う																						国民健康保険税									○						
国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し	拡充	①国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額の見直しを行う ②国民健康保険税に係る軽減措置の判定基準となる金額について、経済動向等を踏まえ、所定の見直しを行う																						国民健康保険税									○						
心身障害者を多数雇用する事業所に対する特例措置の延長	拡充	不動産取得税及び固定資産税の軽減措置については平成31年3月31日限りで失効することとなっているが、その適用期限を2年間延長する													○	○																	○						
社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続		社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する					○																										○						
医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続		医療法人を特別法人とし、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る所得のうち年400万円を超える金額について軽減措置を存続する					○																										○						
サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長	延長	次の税制の延長 ①新築のサービス付き高齢者住宅に係る課税標準の特例措置 ②新築のサービス付き高齢者住宅用として取得する土地に係る税額の特例措置 ③新築のサービス付き高齢者向け住宅に係る税額の減額措置													○	○																	○			○			
特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置の拡充及び延長	拡充 延長	①特定農産加工業者等が加工法に基づく承認を受けた経営改善計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する事業所等について、課税標準の特例措置を延長する。（法人：1年9月、個人：2年） ②日EU・EPA等による関税撤廃等の国境措置の変更により大きな影響を受ける業種を特定農産加工業種に追加するとともに、追加業種については控除割合を1／2とする。				○																												○					
農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の延長	延長	農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の延長														○																	○					

平成31年度　税制改正要

要望項目		概要	対象税目																					要望元													
			所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	事業所税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	都市計画税	自動車重量税	自動車取得税	自動車税	軽自動車税	国税徴収法	徴収規定等	他	内閣府	内閣官房	金融庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	復興庁	防衛省
農業協同組合等が一定の貸付けを受けて共同利用する施設を取得した場合の課税標準の特例措置の延長	延長	株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県においては沖縄振興開発金融公庫資金）、農業近代化資金の貸付を受けて農業協同組合等が設置・取得した共同利用施設の不動産取得税の課税標準の特例措置を2年延長														○																		○					
東日本大震災の津波被災区域で実施する土地改良事業の換地計画に基づき創設農用地換地を取得した場合の課税標準の特例措置の延長	延長	平成33年3月31日までの2年間延長														○																		○					
電気事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引等を控除する収入割の特例措置	新設	平成32年の法的分離に伴う分社化等により不可避的に外部化されるグループ会社間の取引等に係る各事業年度の収入金額について、電気供給業に係る法人事業税の課税標準たる収入金額の算定に当たり、この収入金額を控除する					○																												○					
電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	新設	電気供給業の法人事業税について、現行の収入金額を課税標準とする方式から、一般の競争下にある事業と同様の課税方式に変更する					○																												○					
事業再編を円滑化するための組織再編税制における適格要件の見直し	新設	①組織再編後の逆さ合併 組織再編後に逆さ合併を行った場合には株式継続保有要件が満たせないという問題が生じている。そのため、完全支配関係における逆さ合併の場合においては、株式継続保有要件を満たした適格組織再編とする ②株式を対価とした組織再編 現行では直接の親会社の株を対価とする組織再編しか認められていないが、間接保有の完全親会社の株を用いた組織再編であっても適格組織再編とする		○		○	○																												○					
ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	新設	ガスシステム改革による事業環境や競争状況の変化を踏まえ、未だ収入金課税の対象となっているガス供給業の法人事業税について、「その他の事業」と同様の課税方式へ変更する					○																												○					
非FIT電源に係る非化石証書の取引における税制上の所要の整備	新設	電気供給業に係る法人事業税の課税標準たる収入金額の算定に当たって、非FIT非化石証書の買手である小売電気事業者等が、当該証書を電気の販売に応じて使用した費用（非化石証書購入費）を収入金額から控除するよう、非FIT非化石証書の取引に係る税制上の所要の整備を行う					○																												○					
ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の延長	延長	ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の延長					○																												○					
償却資産課税の見直し		償却資産に係る固定資産税については、国際的にも希な税制であり、企業の投資の阻害要因となっていることから、地方法人課税全体の中で、その廃止を含めた検討													○																			○					
地方法人課税の見直し		地方法人課税について、国・地方の法人税の改革において、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方とその中での法人課税の位置づけを再検討することが必要とされたことを踏まえ、そのあり方を見直す				○	○																												○					
事業所税のあり方の検討		、事業所税の制度創設時の目的を再確認した上で、本制度が本当に存在意義を有するか検証する						○																											○					
申告・納税手続の電子化に向けた制度及び運用に係る所要の整備		申告・納税等の税務手続きの一層の電子化の推進にあたっては、企業の事務負担軽減に資するよう、簡素で利便性の高い制度及び運用とする																																	○					
低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長	拡充延長	燃料電池自動車及び天然ガス自動車の燃料等供給設備（水素充てん設備、天然ガス充てん設備）に係る課税標準の特例措置について、2年間延長するとともに、水素充てん設備については、課税標準額を1／2に拡充する													○																				○	○	○			
コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の延長	延長	コージェネレーションに係る設備について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価額の5／6に軽減する													○																				○		○			

平成31年度　税制改正要

要望項目		概要	対象税目																						要望元													
			所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	事業所税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	都市計画税	自動車重量税	自動車取得税	自動車税	軽自動車税	国税徴収法	徴収規定等	他	内閣府	内閣官房	金融庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	復興庁	防衛省
高規格堤防整備事業に伴い高規格堤防特別区域内に再移転した地権者の土地に係る課税標準の特例措置の創設	新設	高規格堤防整備事業に伴い事業区域内の土地・家屋の所有者が、事業完了後、当該事業により指定された高規格堤防特別区域内の土地に家屋を取得する場合に、当該土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を5年間1／2に軽減する													○		○																			○			
買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置の拡充及び延長	拡充 延長	①現行の措置の適用期限を2年間延長 ②省エネ改修工事を行った結果、住宅全体の一定の省エネ性能が確保される場合、「すべての居室の全ての窓の断熱改修工事を行う場合」でなくとも、本特例措置の適用対象とする（全窓要件の合理化）														○																			○			
鉄道事業者の低炭素化等に資する新規製造車両等に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長	拡充 延長	新規製造車両と同様の要件を備えた改造車両を適用対象に追加 気動車の代替車両を電気式気動車に変更、適用対象に追加													○																				○			
市民緑地認定制度における課税標準の特例措置の延長	延長	固定資産税又は都市計画税の課税標準を3年間軽減する現行の措置を、2年間延長													○		○																		○			
市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置の延長	延長	適用期限を2年間延長													○																				○			
東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税（資本割）の課税標準の特例措置の延長	延長	TTBに対する法人事業税の資本割の課税標準の算定について、資本金等の額から、当該資本金等の額に総資産の金額のうちに建設事業未収金の金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除する措置の適用期限を5年延長する					○																												○			
防災街区整備事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置の延長	延長	権利床に該当する家屋の固定資産税額について、従前権利者居住用住宅については2/3、従前権利者非居住用住宅及び非住宅用家屋については1/3 を、新築後5年間減額する特例の適用期限（平成31年3月31日）を2年間延長する													○																				○			
JR北海道及びJR四国の資本割に係る課税標準の特例措置の延長	延長	JR北海道及びJR四国の資本割に係る課税標準の特例措置の延長					○																												○			
一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長	延長	一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長					○																												○			
鉄道事業者等が取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長	延長	鉄道事業者等が取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長													○																				○			
鉄道事業者等が取得した低床型の新造車両に係る課税標準の特例措置の延長	延長	鉄道事業者等が取得した低床型の新造車両に係る課税標準の特例措置の延長													○																				○			
鉄道事業者等が都市鉄道利便増進事業により取得した施設等に係る課税標準の特例措置の延長	延長	鉄道事業者等が都市鉄道利便増進事業により取得した施設等に係る課税標準の特例措置の延長													○		○																		○			
都道府県の条例で定める路線を運行する乗合バス車両の取得に係る非課税措置の延長	延長	地域住民の生活の足として必要不可欠な公共交通機関であるバス交通を確保・維持・改善するため、都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する乗合バス車両の取得に係る自動車取得税の非課税措置を2年延長する																	○	○															○			
先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る課税標準の特例措置の延長	延長	先進安全技術を搭載したトラック・バスに対する自動車取得税の特例措置を2年間延長する																	○	○															○			
国際戦略港湾及び国際拠点港湾の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置の延長	延長	取得後10年間、当該施設に係る固定資産税・都市計画税の課税標準額を ①国際戦略港湾（京浜港、大阪港、神戸港）における資産 1／2 ②一定の要件を満たす国際拠点港湾（苫小牧港、仙台湾港、新潟港、清水港、名古屋港、四日市港、広島港、関門港、博多港）における資産 2／3 とする特例措置を2年間延長												○		○																				○			

平成31年度　税制改正要

要望項目		概要	対象税目																					要望元													
			所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	事業所税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	都市計画税	自動車重量税	自動車取得税	自動車税	軽自動車税	国税徴収法	徴収規定等	他	内閣府	内閣官房	金融庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	復興庁	防衛省
資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において整備される荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置の延長	延長	取得後10年間、固定資産税・都市計画税の課税標準を2/3 とする特例措置を2年間延長													○		○																			○			
新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長	延長	特例措置の適用期限を延長する					○																													○			
JR北海道等が所有等する本来事業用資産に係る課税標準の特例措置に係る所要の措置		JR北海道等が所有し、又は借り受け、若しくは利用する事業用固定資産について、固定資産税・都市計画税 課税標準1／2													○		○																			○			
自動車検査証の電子化に伴う所要の措置		自動車保有関係手続きに関するワンストップ化を充実・拡充するため、自動車検査証の電子化に向け、必要な検討を行い、所要の措置を講ずる																	○	○	○															○			
国際基幹航路の寄港の維持・拡大を図るための所要の措置		国際基幹航路を運航する定期コンテナ船にかかる特別とん税を軽減する																						特別とん譲与税												○			
鳥獣被害対策の推進を目的とした特例措置の延長	延長	特例措置適用期限を平成36年3月31日までとする（5年間延長）																						狩猟税													○		
ACSAに基づく免税軽油提供時における課税免除の特例措置の拡充	拡充	自衛隊が保有する免税軽油をACSA締結国の軍隊に対して提供する場合の課税免除の特例措置について、新たなACSAが締結された場合にも適用可能とするための当該特例措置の拡充																						軽油引取税															○